

自然再生推進法へのNGO提言による概念図

第1条

目的 自然再生に関する施策を総合的に推進
生物多様性の確保 / 自然と共生する社会の実現 / 地球環境の保全に寄与

自然再生基本方針

自然再生を総合的に推進するための基本方針・・・政府が策定
(環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し閣議決定)
~概ね5年ごとに見直し~

自然再生基本計画

国土の自然再生に関するグランドデザイン・・・政府が策定
野生生物の生息環境の保全、再生、創出、維持管理 / 民間団体の支援、自然環境学習の推進に関する具体的な目標、実施スケジュール / その他

新第8条

(各地域)

実施者 (行政機関 / 意欲あるNPO等)

主務大臣による
相談体制 新第13条

自然再生協議会
メンバー (実施者含む)
地域住民、NPO、専門家、土地所有者
行政 関係地方公共団体、関係行政機関

科学委員会
(専門委員会)

新第9条

科学的検討

自然再生全体構想
自然再生実施計画
(モニタリング・
フィードバック含む)

新第10条

送付

送付

主務大臣

審査会

必要な意見

全体構想・実施計画
の確定・公表

事業認定
または必要な措置
(差し戻し・改善命令)

自然再生事業の実施
モニタリング
フィードバック

地元団体等による維持管理 (土地所有者との協定など)

自然再生推進会議

(環境省、農水省、国土交通省その他の関係行政機関)